

新型コロナウイルス感染に係る臨時休業等の対応について

1 全校臨時休業等の期間の目安について

児童生徒等の学校関係者に感染者が確認された場合、速やかに下校することとする。

さらに、その翌授業日を学校閉鎖とし、校内の消毒作業を実施するとともに、赤穂健康福祉事務所が行う疫学調査に協力する。

また、疫学調査の結果や感染の拡大状況等をもとに児童生徒を第一に考え、学級・学年・全校の臨時休業または短縮授業を検討する等、赤穂健康福祉事務所との連携を図りながら、実態に応じた範囲・期間を設定していく。

＜感染者が確認された後の臨時休業等の期間の例＞

感染確認後の時期	月～木の場合	金の場合	土日の場合
当日 (1日目)	下校準備が整い次第 全校下校		自宅待機を要請
翌日 (2日目)	臨時休業（全校） 環境整備・疫学調査のため	翌月曜日を臨時休業（全校） 環境整備・疫学調査のため	
翌々日 (3日目)	午前中授業（給食なし） ※特定学年に検査数が多い場合等は学級・学年閉鎖を検討		
翌翌々日 (4日目)	午前中授業（給食なし） ※特定学年に検査数が多い場合等は学級・学年閉鎖を検討		
これ以降 (5日目以降)	通常授業 ※学級・学年閉鎖の継続や全校休業の再検討あり		

※上記はあくまで一例であり、感染が確認された者が発症までの期間登校を控え、欠席している場合等、臨時休業を実施しない場合も考えられる。

2 臨時休業の範囲や条件の目安について

(1) 学級閉鎖の場合

以下の状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一学級において複数の児童生徒等の感染が確認されたとき
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪症状等の症状を有する者が複数いるとき
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在するとき
- ④ その他、赤穂市教育委員会が必要と判断したとき

(2) 学年閉鎖の場合

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学年閉鎖を実施する。

(3) 学校全体の臨時休業の場合

複数の学年を閉鎖したり、疫学調査の範囲が複数の学年に及んだりするなど、学校内に感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

3 臨時休業中の学習指導について

(1) 学級・学年・学校全体の臨時休業の場合

教科書・ノート・ワークシート等の紙媒体を中心とした家庭学習やタブレット端末等を活用した学習支援を実施する。ただし、臨時休業の目的が感染拡大防止にあることから、休業期間や対象学年等を考慮し、各学校において判断する。

(2) 感染が確認された者または濃厚接触者のみが出席停止となる場合

保護者との連携のもと、児童生徒の状況に応じた学習支援を行う。

(3) 兵庫県または赤穂市に一斉休校の要請があった場合

計画的な臨時休業となった場合には、その実施期間に合わせて教科書・ノート・ワークシート等の紙媒体に加え、タブレット端末を活用した健康観察や説明動画の視聴等によるオンライン学習等を計画的に実施する。

4 アフタースクールの利用について（小学校）

(1) 臨時休業が学校全体の場合

感染が確認された初日の下校後を含め、臨時休業期間内は休所する。

(2) 学級・学年閉鎖の場合

臨時休業に該当する学級・学年の児童の利用を停止する。

5 その他の留意事項

(1) 上記に示す臨時休業の条件等は、あくまで目安であり、感染者が確認された時点の兵庫県内・赤穂市内の感染者状況や感染が確認された者の行動履歴、さらには赤穂健康福祉事務所が行う疫学調査の範囲等により休業範囲や期間は変更する可能性があること。

(2) 学校での教育活動が継続される場合または臨時休業等の実施を経て教育活動を再開する際には、その状況に応じて、感染リスクの高い教育活動を中止・制限することにより感染のさらなる拡大を防止するよう適切な対応を図ること。

(3) その他、臨時休業に関する連絡については、各学校から保護者等に対して滞りなく伝達できるように平常時からの情報連絡体制を確立するとともに、適切な情報発信を行うこと。